

総発第313号
令和3年3月5日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和3年2月25日付監発第69号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果		措置内容
契約検査課	注意事項	<p>酒田市スクールバス借上運行業務委託の変更契約について、変更金額が200万円を超える契約については市長までの決裁が必要となるが、市長の決裁を受けずに変更契約を締結していたものが2件あった。変更契約の内容は、新型コロナウイルス感染対策のための委託期間の延長及び仕様書の変更であり、変更金額が大幅に増額になったにもかかわらず、専決区分を確認することなく変更契約を締結していた。</p> <p>事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>2月17日以降の決裁文書に専決区分の錯誤対策を施した。</p> <p>決裁文書に、酒田市事務決裁規程別表第1 各職位の専決区分表を添付し、決裁区分の錯誤を防ぐこととした。</p>